知的障害者・知的障害行政への国の対応拡充を求める意見書

身体障害者は身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は、法律に基づき交付、運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付、運営されている。

知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。また、自閉症の人への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっており、精神障害者保健福祉手帳を交付する自治体、療育手帳を交付する自治体、その両方を交付する自治体等、様々である。

よって、国においては、国際的な知的障害の定義や自治体の負担等を踏ま えた判定方法、基準の在り方を検討し、知的障害行政や手帳制度を全国共通 の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

高崎市議会議長 根 岸 赴 夫

厚生労働大臣あて